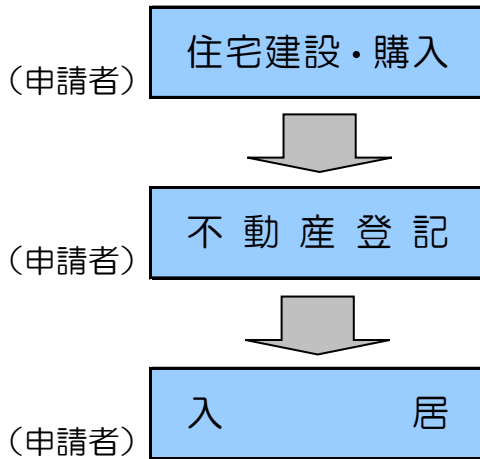


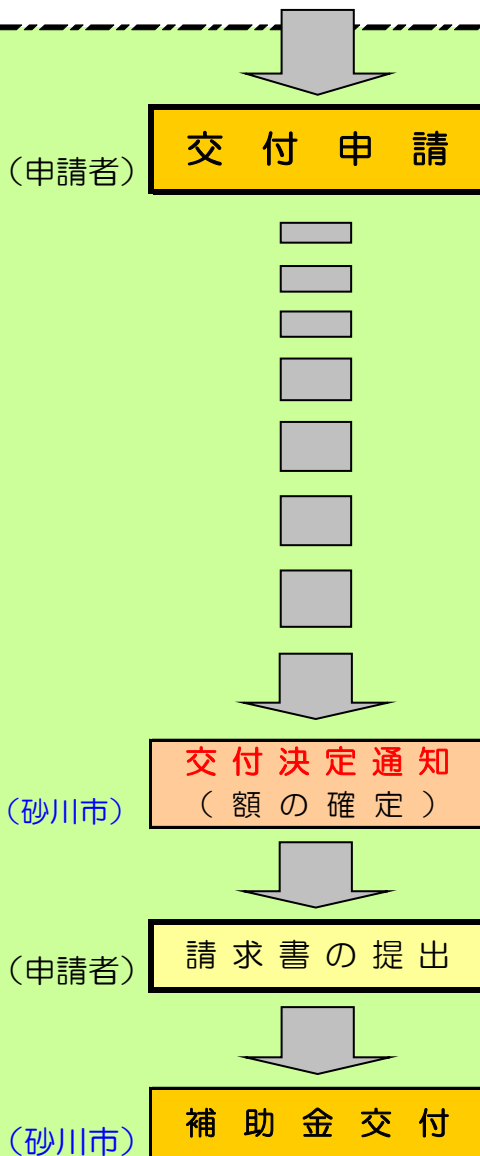
子育て支援補助金・同居近居促進補助金・移住促進補助金

《手続きの流れ》



《提出書類等》

- 工事請負契約→工事完了→引渡し→入居、または売買契約→登記→入居まで、申請の必要はありませんが、申請期限は、不動産登記の登記月日から1年以内です。



交付申請時に次の書類を提出してください。

※ まちなか住まいる等補助金と同時に申請可能です

【必要書類】

- 交付申請書 (別記第3号様式)
- 世帯員全員の住民票
- 不動産登記事項証明書 (全部事項証明)
※登記完了証は不可
- 売買契約書とその写し
(住宅建設の場合は工事請負契約書とその写し)

《同居近居促進補助金対象の場合》

- 同居・近居する世帯の親子関係がわかる戸籍全部事項証明書等
- 同居・近居する親子世帯全員の住民票

※ 砂川市で審査後、申請者に通知します。

- 請求書 (別記第6号様式)

※ 請求書の受領後、約1ヶ月程度で申請者が指定する本人の金融機関口座に振込みます。
(振込通知はいたしません。)